

## 会則改訂の概略

会則改訂作業グループ

会則改訂の概略を、条文毎に説明します。そのため、新旧対照表と合わせてご覧頂くと分かり易いかと思います。

又、改訂を検討・相談しましたが実現しなかったものもあります。それについても検討の記録として記載しました。

### 1. 第1条

今の時代に合わせた変更と目的を明確に記載した物に変更しました。

### 2. 第8条

(1) 表現を平易に変更しました。

(2) 退会の理由として町会費を納入しない場合を追加しました。

### 3. 第9条

3. の部名は会則での記載は廃して運営細則での規定とし、部の改廃を役員会で行えるようにしました。

又、その他役員的人数は過不足が生じると会則違反となりますが、役員の成り手が少ない現状では違反状態をすぐ解決できません。そのため、会則での人数の記載は取り止め、運営細則に記載することとしました。

### 4. 第10条

誤解を生まない明快な表現としました。

### 5. 第11条

(1) 会長に事故があった場合、職務代行を副会長が承継する順は、役員会の承認事項としました。

(2) 監事の「不整」は、一般的な「不正」に変更しました。

(3) 役員義務を追加しました。第12条に追加した役員解任規定に対応する条文となります。

- 会長が事故で会長業務を執行できなくなった場合、副会長が職務代行を行いますが、法的な権限は無いと船橋市から指摘されました。職務代行は法律行為を行う権限がないという事です。法律行為とは、日常的な銀行取引や、物品の発注、契約の締結等幅広いです。こうした法的空位期間の発生対策について検討しましたが、発生する状況は様々ですし、その時点の法的な環境が今とは違うことも考えられます。そのため、現状では対応せず、発生時の役員諸氏に対応して貰うこととしました。船橋市としては、早急に総会を開催して後任の会長を選出して下さいとの事です。

### 6. 第12条

(1) 3. は高齢化の進展により実行できない場合が多く、有名無実化しています。(お亡くなりになる方もおられます) 又、この規定が役員の成り手の障害になっていることも考えられるので削除します。

(2) ※手引きの第三次改訂から役員の解任条件が追加されました。

※地縁団体研究会編、「自治会、町内会等法人化の手引き」、船橋市自治振興課の参考図書

## 7. 第 17 条

総会開催通知送付期限を 10 日前から 15 日前に変更しました。

10 日前では表決権行使書を回収し、集計する時間が不足するという意見を反映しました。

## 8. 第 20 条

2. は、地方自治法に定めがあり、運営細則には規定していましたが、今回、会則に記載しました。

## 9. 第 21 条

(4) 会則条文番号の変更を反映しました。

◎「会員の所属する世帯の会員数分の1」という表現を「1 世帯 1 票」という表現にできないかと自治振興課と検討しましたが、現在の地方自治法の枠組みの中では「世帯の会員数分の1」という表現とすべきであるという結論となり、実現していません。

## 10. 第 22 条

(1) 「やむをえない理由」という欠席の条件付けは削除しました。丸山町会では集会施設としては丸山公民館が一番大きいのですが、講堂はコロナ前で 200 名程度の収容力です。3800 世帯の会員数の 5%程度であり、95%の 3600 世帯は書面表決しか方法しかありません。そのため、会員側に欠席理由を求めるべきではないと考えました。

(2) 「電磁的手法」の文言は、は地方自治法の改正内容を反映しました。

## 11. 第 26 条

役員会の召集通知の発送期限を「15 日前」から「5 日前」に変更し、実施可能な条件に変更しました。

## 12. 第 29 条

会計(経理)的にありえない表現を訂正しました。他市の例文でも同様の内容があります。

## 13. 第 30 条

第 29 条の変更に伴い、資産の取得についての規程を新設しました。但し、総会で決定すべき「資産」とは如何なるものかという定義は行っていません。

14. 第32条

会則条文番号の変更を反映しました。

15. 第34条

2. 運営細則第9条2項に規定されているものを会則に移行しました。

16. 第37条

会則の変更を総会員の3分の2以上の賛成でできる様に変更しました。

これは、地方自治法に定められている変更可能な範囲です。

3分の2でも十分に多い総会員数であると思われます。

会則変更に必要な総会員の賛成数比較（総会員：18歳以上の個人）

変更前

総会員  $8000 \times 3/4 = 6000$

変更後

総会員  $8000 \times 2/3 = 5333$

「参考」

通常の総会の議題の表決での世帯主会員による必要表決権数。

世帯主  $3800 \times 1/2 = 1900$ （開催要件）

世帯主  $1900 \times 1/2 = 950$ （議決要件）

$5333 \div 950 = 5.6$  倍～総会員の3分の2に変更後でも、これだけの賛成数が必要です。

17. 第38条

参照すべき地方自治法の条文が変わったため、変更しています。

18. 第40条

個人情報保護法の適用団体としての規程を新設しました。

21. 第41条

(1) 閲覧規定（個人情報保護の点も加味して）の作成を行う。

(2) 会員名簿について（自治振興課は会員名簿＝総会員名簿であるとの見解です。）

● 以下諸点より総会員名簿の維持管理は行わない。総会員の賛否が必要な場合は、その時点で総会員に賛否を問うものとする。

① 約8000名（2004年法人化時の総会員名簿数）と見積もられ、非常に多い個人情報数です。

② この名簿が必要になる状況はありません。平成16年の法人化の申請では名簿の提出が義務付けられていましたが、それ以降は名簿を必要とする状況はありませんでした。今後も無いと思われます。

③ 通常の総会議題では世帯主による（約3800）議決が可能であり、総

会員による議決は必要ありません。総会員による議決が必要なのは、下記に該当する議題を表決する場合だけです。このうち（２）～（４）は町会の解散に関するものです。

- （１）会則の変更
- （２）解散の議決
- （３）残余財産の処分
- （４）第３１条の規定による資産の処分

- ④ 以上より丸山町会は総会員名簿を備付け書類として、維持、管理は行わないという事を自治振興課との打ち合わせで明確にしました。
- 8000 近い個人情報維持管理更新することは大きな事務負担が発生します。
  - 総会員の個人情報の変化を届けてもらう仕組みが無く、名簿を正確に更新することができません。
  - 8000 からの個人情報を管理することは、情報流出した場合の社会的制裁のリスクを負います。既に世帯主名簿（約 3800）の個人情報を管理しており、リスクを拡大させることは無いと思われます。
  - 丸山町会としては通常の運営には必要がなく、備置いても不完全な状態なので名簿としては機能できず、管理リスクの大きい総構成員名簿を備え置くことは行いません。